

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (4)

令和7年2月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢 

同 柏 木 健 三 

同 菊 池 和 彦 

同 鶴 見 信 介 

同 中 村 遼 平 

同 下 地 航 

同 阿 部 純 基 

同 高 橋 裕 也 

被告東京都は、原告らが2024（令和6）年11月22日付け準備書面5において、道路交通法違反指導取締り基準の開示及び各警察学校における教養内容を記載した資料等の追加提出を求めていることに応答する。

なお、略語については、被告東京都の従前の例による。

1 道路交通法違反指導取締り基準の開示を求める点について

原告らは、被告東京都において、道路交通法違反指導取締り基準（乙B11号証の1及び2）を提出の上、交通違反があっても直ちに反則告知を行わずに指導警告の対象とする場合の基準があるから原告シェルトンが交通違反をしたとしても反則告知されていないことはおかしくない旨主張している以上、実際に原告シェルトンの交通違反の態様が上記指導警告の対象とする場合の基準に該当していたかについて具体的に主張する必要があるとして、上記基準のうち「違反の態様」欄等に施された黒塗り部分の開示を求めている。

しかし、原告の指摘する黒塗り部分には、「直ちに検挙（告知）を行わず、指導警告の対象とする」行為そのもの及び違反の態様が記載されていることが明らかであるところ、これらの部分を開示した場合には、違法ではあるが検挙されない範囲が明確となり、指導警告にとどまる範囲内での違法な行為が容易となり得る。また、検挙（告知）の対象とならない程度の交通違反が増加することが予想され、その結果、道路における危険や、交通の安全と円滑に対する障害が増大することが考えられる。すなわち、道交法1条に挙げられる、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする交通取締り業務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

したがって、原告が開示を求めている当該黒塗り部分は被告東京都の主張に資

するものではあるが、そうであっても、これらを開示することはできない。

2 警察学校における教養内容を記載した資料等の提出を求めている点について

原告らは、警察学校における教養訓練において、職務質問に際して具体的に外国人を差別的に取り扱わないことが実際の教養内容とされているのか、それとも抽象的な人権教育にとどまっているのかを明らかにすべきであるとして、被告東京都に対し、当該教養訓練に係る教養資料の追加提出を求めている。

しかし、警察学校における教養は、既に提出している実施要領（乙B1号証及び乙B2号証）及び教授細目基準（乙B3号証及び乙B4号証）に基づいて行われており、このうち職務質問の授業における指導目標や「指導内容・指導上の留意点」は乙B5号証のとおりであるところ、被告東京都準備書面(1)第4の1(2)で述べたとおり、これらの内容からすれば、警視庁において、上記教養を通じ、職務質問は法令（警職法2条1項）に基づき適正に行わなければならないという指導がされていることは明らかであり、原告らのいうような、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみによるなどといった法令に基づかない違法な職務質問は行ってはならないという内容の指導教養が行われていることは自明であるから、これ以上に、警察学校における教養訓練に係る教養資料を追加提出する必要を認めない。